

2020年4月1日

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

株式会社ジェイ エイ シー リクルートメント HR デイビジョン

当社は、社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次世代育成支援対策推進法に則り下記のように行動計画を策定します。

記

1. 計画期間 2020年4月1日から2025年3月31日までの5年間

2. 内 容
 - (1) 育児手当金支給制度（2007年4月より実施、2019年10月改定）
 - ・上限最大10万円/月（子1人あたり。但し、月齢により上限金額は変更）を限度として「託児所・保育所」に支払った実負担額を支給
 - ・子が満9歳に達する年度の3月31日までを対象とする

 - (2) 育児休業社員のフォローアップ
 - <育児休業前>
 - ① 休職前ガイダンス（産前産後・育児休業中の各種手続き等の説明）を継続実施

 - <育児休業中>
 - ② 社内報（MJJ）、人事通達、組織図等の会社動向がわかる資料の定例配信の継続実施

 - <復職前>
 - ③ 復職前ガイダンス（復職予定日、復職後における制約条件等の確認）フローを継続実施

 - (3) 時短制度適用の継続運用
 - ・フレックスタイム制度、育児短時間勤務制度を利用することで復職しやすい環境をつくる

 - (4) 子の看護休暇（有給休暇）の継続運用
 - ・法定(小学校就学前)を上回り、小学6年生の子まで適用できる

 - (5) 社外カウンセリング制度（日本産業カウンセラー協会と提携）の継続運用

 - (6) キャリアディスカッション制度（キャリア相談）の新設

以上